

調査・設計業務委託 積算基準及び歩掛表

工 種 名	第1章 総則	
	旧	新
<p>(3) 物価資料を用いる単価</p> <p>単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。</p> <p>&lt;例&gt;1)</p> <p>入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合                  建設物価 33,500 円 (有効桁3桁)                  積算資料 34,000 円 (有効桁2桁)                  平均額 33,750 円                  決定額 33,700 円 (有効桁3桁、4桁以降切り捨て)</p> <p>&lt;例&gt;2)</p> <p>入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合                  建設物価 560 円 (有効桁2桁)                  積算資料 570 円 (有効桁2桁)                  平均額 565 円                  決定額 565 円 (最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)</p> <p>(4) 補正係数及び変化率                  補正係数及び変化率は、小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。</p> <p>(5) 金額                  各構成要素の金額(設計数量×単価)は1円単位(1円未満切捨て)とする。</p> <p>(6) 雑品(地質調査業務についてののみ)                  雑品は、個々の歩掛に示された割合を計上することとし、1円単位(1円未満切捨て)とする。</p> <p>(7) 単価表の合計金額                  1) 設計業務等                  原則として、端数処理は行わない。                  2) 測量業務及び地質調査業務                  単位数量当り単価の場合、有効数字4桁(5桁目以降切り捨て)とする。</p> <p>(8) 内訳書の合計金額                  原則として、端数処理は行わない。</p>	<p>(3) 物価資料を用いる単価</p> <p>単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。</p> <p>&lt;例&gt;1)</p> <p>入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合                  建設物価 33,500 円 (有効桁3桁)                  積算資料 34,000 円 (有効桁2桁)                  平均額 33,750 円                  決定額 33,700 円 (有効桁3桁、4桁以降切り捨て)</p> <p>&lt;例&gt;2)</p> <p>入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合                  建設物価 560 円 (有効桁2桁)                  積算資料 570 円 (有効桁2桁)                  平均額 565 円                  決定額 565 円 (最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)</p> <p>(4) 補正係数及び変化率                  補正係数及び変化率は、小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。</p> <p>(5) 金額                  各構成要素の金額(設計数量×単価)は1円単位(1円未満切捨て)とする。</p> <p>(6) 雑品(地質調査業務についてののみ)                  雑品は、個々の歩掛に示された割合を計上することとし、1円単位(1円未満切捨て)とする。</p> <p>(7) 単価表の合計金額                  1) 設計業務等                  原則として、端数処理は行わない。ただし、1円単位(1円未満切捨て)とする。                  2) 測量業務及び地質調査業務                  単位数量当り単価の場合、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。金額は、「諸雑費」の名称で計上する。ただし、1円単位(1円未満切捨て)とする。                  単位数量当り単価以外の場合、原則として端数処理は行わない。ただし、1円単位(1円未満切捨て)とする。</p>	
	1-2	1-2